

請願第 3 号

消費税率 10% 中止を求める請願書

2019 年 2 月 27 日

長崎市議会議長

五輪 清隆 様

請願人

長崎民主商工会

長崎市元船町 5-11-1F

会長 德永 隆行




TEL



議会事務局議事調査課



紹介議員

長崎市議会議員	氏名	大石 ふゆき	
同	氏名		印
同	氏名		印

## 消費税率 10%増税中止のため国へ意見書提出を求める請願書

### 【請願趣旨】

政府は今年 10 月、消費税率を 10%へ引き上げを表明しています。

現在、国内における消費活動は、冷え込みの一途をたどっています。消費税 5%から 8%への増税によって、戦後初めて 2 年連続で個人消費がマイナスとなりました。それにもかかわらず、消費税率を 10%へ引き上げれば、日本経済がかつてない大打撃を受けることは火を見るよりも明らかです。このような状況を鑑みて、現段階においては、消費税率 10%への引き上げをするべきでないとの声が、与野党・立場関係なく、各方面から上がり続けています。

消費税は資本の大小に関係なく、無差別に課される税科目です。毎月勤労統計の偽装問題で明らかになったように、現在、日本国内の賃金は上昇していません。それどころか生活が困窮し、学生や老人が働かなければ生活ができないのが、日本経済の実態です。そのような中、無差別に課される消費税の税率を 10%にすれば、生活困窮者をますます困難に陥れてしまうこととなります。

日本国憲法は応能負担原則にのっとりた税制の確立を要請しています。

今、地域経済にとって必要な政策は、消費税増税ではありません。今、必要な政策は、不公平な税制を正し、個人個人の生活と命を守る政策です。そのためには、日本国憲法が要請する、応能負担原則にのっとりた税制度を、実現することが必要です。そうすれば、消費活動は活性化し、日本経済は活気を取り戻すこととなるでしょう。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上の趣旨から次の事項について請願いたします。

### 【請願項目】

2019 年 10 月の消費税率 10%への引き上げ中止を求める意見書を国に提出していただくこと。